

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 : 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否かが、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の概要	
260523018	26年4月21日	26年5月14日	26年5月23日	観光ビザのさらなる発給要件緩和	東南アジア諸国の旅行者に対するビザ発給要件が昨年7月から緩和され、訪日外国人数も増加したところである。訪日外国人客増大に向け、観光ビザの発給要件のさらなる緩和や免除を進められたい。	大阪商工会議所	警察庁 法務省 外務省	外務省設置法	検討に着手	今後の更なる査証緩和については、各国との二国間関係をめぐる状況を踏まえつつ、観光立国の実現に向けた必要性や治安等への影響もよく考慮して検討していきます。	
260620011	26年5月9日	26年5月30日	26年6月20日	国家戦略特区で認められる外国人旅行者へのビザ発給要件の緩和と入管手続きの迅速化を図る特例措置を、全国に適用拡大すること	外国人観光客の飛躍的な増大と地域の強みを活かした観光産業の振興を図るため、国家戦略特区で認められる外国人観光客へのビザ発給要件の緩和と入管手続きの迅速化を図る特例措置について、全国に適用拡大すること。	日本商工会議所	警察庁 法務省 外務省	出入国管理及び難民認定法第6条第2項、第3項、第7条第1項、第25条第1項、第60条第1項、第61条	【法務省】対応不可 【外務省】事実談話	【法務省】 出入国審査手続の迅速化について、現時点において、国家戦略特区で認められた施策はなく、したがって全国拡大する施策もありません。引き続き、審査ブースコンシジョの活用及び自動化ゲートの利用の促進等により、入管手続の迅速化を図ってまいります。 【外務省】 現時点では、国家戦略特区の区域方針が出された段階であり、外国人観光客へのビザ発給要件の緩和について、国家戦略特区で認めているというものはありません。	
260711010	26年5月9日	26年5月30日	26年7月11日	日本の空港を経由して外国へ向かう外国人の乗継客を地方への観光客として取り込むため、韓国で認められているような乗継客向けの無査証入国制度を導入すること	日本の空港を経由して外国へ向かう外国人の乗継客を、わが国、とりわけ地方への観光客として取り込むため、韓国で認められているような乗継客向けの無査証入国制度を導入すること。	日本商工会議所	警察庁 法務省 外務省	出入国管理及び難民認定法第14条、施行規則第13条	現行制度で対応可能	寄港地上陸許可制度は、本邦を経由して本邦外に赴こうとする航空機等の乗客について、運送業者の申請に基づき査証を要することなく一時的に上陸を許可する制度であり、ご提案内容については、既存の寄港地上陸許可制度を活用することで十分対応対応可能であると考えます。	
261121056	26年10月14日	26年11月5日	26年11月21日	訪日外国人観光客に対する査証発給要件の緩和と見直し	観光立国の実現に向け、訪日旅行の需要が拡大する可能性がある国・地域等を念頭に、国内の治安維持の確保のための入国審査体制の強化・手続の合理化等と平行して、査証発給要件の緩和をさらに進めるべきである。また、中国については、個人観光客を対象に導入された東北3県数次ビザの一層の活用に向けて、対象エリアを東北6県、次いで全国へと順次拡大するとともに、査証発給審査の際の所得要件の緩和ならびに手続に必要とされる書類の統一を図るべきである。 【提案理由】 政府が昨年7月に実施したタイ・マレーシアをはじめとする東南アジア諸国に対する査証発給要件の大幅な緩和は、タイで前年比7割以上も訪日旅行者が増加する等、訪日外国人旅行者1,000万人の達成に大きく貢献した。こうした成果を踏まえ、今後も、訪日旅行の需要が拡大する可能性がある国・地域等を念頭に、また、国内の治安維持の確保のための入国審査体制の強化・手続の合理化等と平行して、査証発給要件の緩和をさらに進めるべきである。 また、中国については、2011年7月より沖縄を訪問する個人観光客、2012年7月より東北3県を訪問する個人観光客に対して、沖縄復興・震災復興の観点から数次査証が発給されている。震災で観光に大きな打撃を受けたのは日本海側も同様であり、東北全体の観光の復興に配慮するため、対象エリアを東北6県に拡大するとともに、治安等に大きく影響しない限り、次いで全国へと順次拡大するべきである。 また、発給審査の段階で厳しい要件を課しては、制度が有効に機能しない。所得要件の緩和を図るとともに、北京や上海といった中核都市と地方都市では支払能力を証明するために求められる書類(会社源泉徴収等、個人事業主の場合は住宅の登記簿、銀行の残高証明書等)にも違いが出ているため、手続き必要書類の統一を図るべきである。	(一社) 日本経済団体連合会	警察庁 法務省 外務省	外務省設置法	検討に着手	インドネシア、フィリピン、ベトナム国民に対しては、平成26年11月中旬を目処に、指定旅行会社の取り扱うパッケージツアー参加者の一次観光ビザの申請手続きを簡素化します。 さらに、インドネシア国民に対し、在外公館へのICJ旅行の事前登録制によるビザ免除を平成26年12月1日より開始する予定です。 また、中国人に対する数次ビザについて、その発給要件を緩和することを決定しております。具体的には、商用目的の者や文化人・知識人の数次ビザの申請者について、要件を一部緩和する。沖縄・東北数次ビザ申請者について、過去3年以内の訪日歴がある者については経済力の要件を緩和する。個人観光客について、相当の高所得者に限り、沖縄・東北3県のいずれかに滞在することを要件としない数次ビザを導入いたします。具体的な運用開始時期及び詳細については、現在検討中です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 : 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の概要	措置の概要(対応策)	
261216049	26年10月31日	26年11月21日	26年12月16日	フィリピン国籍者短期滞在時の日本入国査証免除措置の実施	<p>【要望の具体的内容】                      「短期滞在」に該当する目的で日本に滞在することを希望するフィリピン国籍の者に、査証免除措置を適用するようお願いしたい。                      【規制の現状と要望理由等】                      フィリピン人材の入国査証においては、2013年および2014年に緩和措置を実施しているが、今なおすべての渡航者に事前の査証取得が必要な現状がある。                      【要望が実現した場合の効果】                      多くの日本企業がフィリピンに企業拠点を有しており、比国拠点における機能および人材の役割は、今後一層、重要なものになると見込まれる。今後、より多くの現地人材が事前の査証手続きなく、タイムリーに日本へ渡航し、良質な情報共有と緊密な連携が図られるようになれば、日比両国の発展に大いに寄与するものと考えられる。                      この数年、ASEAN投資先として脚光を浴びているフィリピンであるが、日系企業はその潜在能力をまだ十分に活かし切れていないのが現状。近い将来、日本がフィリピン国籍者の査証免除を行い、さらに活発な人材交流施策が取られれば、両国拠点における関係は一層強固なものとなる見込みがある。                      また、英語に堪能な人材が豊富なフィリピンは、アジアだけでなく世界各国に対するハブ機能を果たす役割も期待できることから、日系企業がグローバル展開を行う際の重要な拠点の一つとして期待できます。そうした意味でも、フィリピン国籍者の短期滞在査証が免除され、タイムリーな往来が達成される効果は大であると見込まれる。</p>	(一社)電子情報技術産業協会	警察庁 法務省 外務省	<p>フィリピン国民に対しては、日・ASEAN友好協力40周年を契機として、フィリピン国内に居住するフィリピン国民(一般旅券所持者)に対する短期滞在数次ビザの発給を平成25年7月1日より開始しております。また、インドネシア、フィリピン、ベトナム国民に対する数次ビザに関しては、発給要件の緩和に加え、有効期間を最長6年に伸長したほか、これら3か国以外の国に居住されている方についても、居住地在を管轄する在外公館において申請可能とする緩和措置を本年9月30日より実施しております。                      なお、従来より商用目的で数次ビザを発給する際、下記①の対象者に、下記②のとおり申請書類の簡素化を行っております。</p> <p>1 対象者                      次のいずれかの要件を満たす企業で課長相当職以上の地位にある者、もしくは1年以上在職している常勤の者。                      (1)国営企業・公営企業                      (2)株式会社企業                      (3)大使館/総領事館がある都市に置かれた日系企業商工会の会員であり、かつ、本邦に経営基盤もしくは連絡先を有する日系企業                      (4)本邦の株式会社企業が出資している合弁企業、子会社、支店等                      (5)本邦の株式会社企業と恒常的な取引実績がある企業</p> <p>2 申請に必要な書類                      (1)ビザ申請書(写真貼付)                      (2)旅券                      (3)申請人が勤務する企業が上記項目に該当することを証する資料                      (4)数次ビザを必要とする理由書またはそれを記した指し合い理由書</p>	外務省設置法	検討に着手	今後の更なる査証緩和については、観光立国の実現に向けた必要性及び治安等への影響をよく考慮して、各国との二国間関係をめぐる状況を踏まえつつ、検討していきます。	
261216054	26年10月30日	26年11月21日	26年12月16日	旅券発給事務の都道府県の特例	<p>(相模原市バスポートセンターを例示として)                      バスポートセンターの活用で都県を超えて連携し、経済成長を図る                      都道府県の連携の中で、市民ベースの交流も一体になっていくことが肝要である。道州制で都県境がなくなることは、今のスケジュールで見ると厳しい。その中で事実上、町田市・八王子市ともより一体化していくという考えはない。既に町田市あるいは八王子市を含めた近隣の自治体との共通した課題。例えば観光振興や交通問題、あるいは人口社会減少に対する研究なども取り組んでいる。規制を取り扱うとしては、国家戦略特区という手法もある。                      バスポートの発給で、町田の方が新宿に行っている。立川の方に町田市北部や八王子市の方も入っている。相模大野駅や橋本駅のセンターならば、遙かに近接しており、ひと駅や歩いてでも来れる。                      現行の外務省や総務省の規制で都県境を越えられず、権限委譲を求めたい。                      今、首都圏南西部の広域交流拠点を目指す中で、小売業の吸引力が0.78でほとんど最下位に近い。消費税が8%になって、強張る中小企業がこれら本邦に大変になっている。であるならば、やはり即効性のある施策が求められる。                      まず住民基本台帳ネットワークのシステムを共有化したり、少し人員を補強する。これは大型開発などに比べ、予算は少なく済む。そういった規制緩和をもって、都県連携を回り経済成長の一歩としたい。                      現在、本市の旅券の業務は、神奈川県事務処理特別条例により相模原市民を対象として権限移譲を受けた。法定受託業務として、神奈川県が行う旅券発給業務のうち、一般旅券の申請・交付については、県による条例改正などを経て本市として実施することになった。昨年の3月に相模大野バスポートセンター(旧相模大野内)を、6月に旧2号館となる橋本バスポートセンターを開設した。                      今後は近隣の自治体等からの要請があった場合は、他の自治体の住民でも本市で旅券業務が扱えるようなことも検討していかなければならない。                      この旅券事務に限らず、本市が広域交流拠点としての役割を果たしていく上では、近隣の都市との連携というものが都県境を超えて住民の利便性の向上を図ることには大変重要なことであると認識をしている。</p>	個人	外務省	<p>一般旅券の申請及び交付等の業務は地方自治法上の法定受託事務として都道府県が処理することされており、旅券発給の申請等を行い得る者を当該都道府県に住民登録している者のみとする可否については、当該都道府県において主体的に決定されています。</p>	旅券法第3条、第8条及び第21条の3	事実談話	<p>本提案は、住民登録している自治体以外の自治体でも一般旅券の申請及び交付の業務が行われるよう求める要望と思われませんが、現在では、各都道府県において、住所地に限らず、申請者の同一性が確認できる場合には、居所における申請も認められるようになっています。これは、かつて申請者の同一性確認の必要性及び特定の申請窓口の混乱回避の観点から住所地申請を原則とし、居所申請については例外的に、家族の元を離れて通学又は通勤する学生や長期出張者等の方に限り認められていたが、これら以外の方からも居所における申請への要望が高まったことと踏まえ、居所を住所以外の生活の本拠とし、活動の本拠を含むものと広く解釈することとすることによるものです。</p>	
270220002	26年10月14日	27年1月29日	27年2月20日	ODA無償資金協力における運営・維持管理費用の対象化	<p>無償資金協力による施設・設備・機材の提供を行った場合、一般的に、運営・維持管理費は対象としない運用がなされている。パソコンを提供するだけでなく、運営・維持を含めた質の高い無償資金協力を推進する観点から、これら費用も対象とすべきである。                      【提案理由】無償資金協力案件においては、施設・設備・機材の引渡し後に、その運営や維持管理のための費用等、相手国側の負担が発生する。例えば、わが国が強みを発揮できるIT分野では、初期の設備導入費に比べ、システムの維持管理や更新のための費用が相当額発生することも少なくない。しかし、現在の無償資金協力では、一般的に運営・維持管理費は、相手国政府の負担とする運用が行われているため、相手国政府がこれを十分に負担できず、提供した設備・機材が十分に活用されないおそれがある。                      提供した設備・機材の利用を定着させ、成果を確実に上げるために、運営・維持管理費も無償資金協力の対象とするべきである。                      「無償資金協力調達ガイドライン」11-5-3は、「契約には、贈与によって調達される生産物および役務が明記されねばならない」と定め、運営・維持管理等の「役務」も対象としており、これに沿った運用が求められる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	外務省	<p>我が国の無償資金協力は、開発途上国が主体的に実施する事業を支援するものであることから、その維持管理は開発途上国政府の責任で行うことを基本としています。</p>		現行制度下で対応可能	<p>左記のとおり開発途上国の財政的及び技術的制約、予見困難な自然災害などの要因から、維持管理に対する我が国の支援が必要となる場合があり、インフラシステム輸出戦略等に掲げられている日本方式の普及、供与した機材の有効活用又は我が国企業の海外展開促進の観点から、我が国が維持管理を支援するのが望ましい場合もあることから、医療・保健機材を供与する無償資金協力において、機材の保守メンテナンス契約の付帯、スペアパーツの供与等に係る費用を無償資金協力の対象に含めることを可能としました。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 : 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目		
								制度の現状	該当法令等	措置の概要		措置の概要(対応策)	
270220003	26年10月31日	27年1月29日	27年2月20日	訪日観光ビザの緩和	【提案の具体的内容】 2013年7月に緩和された東南アジア各国からの訪日ビザ免除・緩和の継続。また、2014年9月末より順次緩和されるインドネシア、フィリピン、ベトナム3ヶ国の訪日ビザ緩和の継続及び事務手続きの簡素化。並びに(東南アジア以外も含め)更なる対象国の追加。 【提案理由】 2013年7月以降訪日ビザ取得条件が大幅に緩和された東南アジア各国からの訪日旅客数は増加している。訪日観光客数を増やすことにより、各国と日本を結ぶ航空便の需要が高まり、関西国際空港においても増便が期待される。 <東南アジア6ヶ国(タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナム)および全体の訪日観光客数の対前年同期比の推移(UNTO発表資料より)> <東南アジア> 1-3月:145.4% 4-6月:151.1% 7-8月:128.7% <全方面> 1-3月:127.5% 4-6月:125.4% 7-8月:124.6%	(公社)関西経済連合会	警察庁 法務省 外務省	ASEAN諸国人に対しては、御提案の具体的内容に記載のビザ緩和に加え、カンボジア及びラオス国民に対し、2013年11月18日より短期滞在数次ビザを導入しております。また、ミャンマー国民に対しては2014年1月15日より、インド国民に対しては同年7月3日より、短期滞在数次ビザを導入しております。 インドネシア、フィリピン、ベトナム国民に対する数次ビザに関しては、発給要件の緩和に加え、有効期間を最長5年に伸ばしたほか、これら3ヶ国以外の国に居住されている方についても、居住地を管轄する在外公館において申請可能とする緩和措置を2014年9月30日より実施しております。さらに、11月20日より、指定旅行会社の取り扱うパッケージツアー参加者の一次観光ビザの申請手続きを簡素化しております。 また、インドネシア国民に対して、在外公館へのIC旅券の事前登録制によるビザ免除を12月1日より開始しております。 この他にも、中国人に対する数次ビザ発給要件緩和を2015年1月19日より開始しております。具体的には、商用目的の者や文化人、知識人の数次ビザの申請者について、要件を一部緩和する。沖縄・東北数次ビザ申請者について、過去3年以内の訪日歴がある者については経済力の要件を緩和する。個人観光客について、相当の高所得者に限り、沖縄・東北三県のいずれかに1泊することを要件としない数次ビザを導入しております。	外務省設置法	検討を予定	「制度の現状」とおり、日本再興戦略に明記されたビザ緩和措置は、すべて実施しました。加えて中国人に対する数次ビザの更なる緩和を行ったところです。これら一連のビザ緩和を通じ、訪日増加が見込まれる対象国への緩和は、現時点では相当程度達成できています。今後の更なる査証緩和については、既に実施した緩和措置の実施状況をレビューし、観光立国の実現に向けた必要性及び治安等への影響をよく考慮して、各国との二国間関係に係る状況を踏まえつつ、総合的観点から検討していきます。		
270220053	26年10月31日	27年1月14日	27年2月20日	クルーズ船による来日観光客の寄港地上陸許可制度の運用改善と、トランジットビザ発給方法の見直し	【提案の具体的内容】 我が国を経由するクルーズ船の乗客の、寄港地立ち寄り容易にし、インバウンド促進に資するため、クルーズ船における「寄港地上陸許可制度」の運用改善。クルーズ船における「寄港地上陸許可制度」については、審査に時間がかかることや、出発予定の便が最先便でない場合には上陸を許可しない等の課題があるので、柔軟な運用を求める。 トランジットビザ発給を、ネットで申請・発給する等の発給方法を見直すことを要望する。 【提案理由】 クルーズ船における「寄港地上陸許可制度」については、審査に時間がかかることや、出発予定の便が最先便でない場合には上陸を許可しない等の課題がある。また、トランジットビザ発給のためには、あらかじめ在外公館の窓口で申請・取得する必要があり、取得機会が限定されている。	(公社)関西経済連合会	警察庁 法務省 外務省	平成26年12月までは、可能な航路のクルーズ船の外国人乗客に対して「寄港地上陸許可」を活用した特例措置により対応してきたところ。特例措置は一般の上陸手続と比較して審査時間が短縮されることとして、クルーズ船等から一定の評価を得ていた反面、対象とならないクルーズ船が多いといった課題があったと承知しています。なお、「出発予定が最先便でない場合には上陸を許可しない」との御指摘については、クルーズ船の乗客は一般に船舶とともに移動するので、事実誤認と思われる。 通過査証(トランジットビザ)に関しては、在外公館に必要書類原本を提出して頂いた上、審査を経て、発給しております。	出入国管理及び難民認定法第14条、第14条の2、第26条の3 外務省設置法	について 現行制度下で対応可能(一部について事実誤認)	について 平成27年1月からは、改正入管法に基づき「船舶観光上陸許可」が導入され、従来の特例措置より多くのクルーズ船の外国人乗客に対して簡易な手続で上陸を許可することが可能となりました。また、航空機等で来日して、本邦の出入国港からクルーズ船に乗船し、当該クルーズ船で出入国する外国人乗客に対する上陸手続についても「再入国許可」を受けたものとみなし、簡易な手続で上陸を許可することが可能となりました。法務省においては、引き続き、クルーズ船の外国人乗客に係る上陸手続の円滑化について、検討を進めて参ります。	について 犯罪や不法入国等を未然に防止するためにも、提出書類は原本によりその真偽性を確認する必要があること等から、インターネットによる申請・発給は想定してはおりません。	